

民主主義と権力関係

— ミシェル・フーコーと政治哲学の問題 —

関 良 徳

1. はじめに

近代民主主義は被治者の合意によって統治に理論的正統性を付与する制度でありながら、その歴史は多くの対立と闘争によって埋め尽くされている。黎明期には、支配層に対する民衆の戦いが繰り返され、その後も、男性に対する女性の戦い、白人に対する黒人の戦いなど市民革命以後二世紀にわたる不断の闘争が民主主義の歴史を蔽っている。

今日、ヨーロッパを中心とする先進国の民主主義は全ての国民の参加と合意を基礎とするものである。しかし、この理念は全ての対立や闘争を解消することに成功してはいない。多くの場合、民主主義は多数者と少数者の対立を内包したまま、前者による後者の支配を制度化しているのである。

それゆえ、民主主義における権力の問題は、近代以降の哲学者が行った政治権力の正統性についての論証ではなく、民主主義に内在する権力関係の分析に焦点を置くべきである。しかし、これは政局における権力闘争や権力分布の解明とは異なり、権力の所有者や所在を言い当てることではない。民主主義に参加する人々の行為に作用し、彼らの意思を作り上げる相互関係のメカニズムを明確化することが要求されるのである。

フランスの哲学者ミシェル・フーコーの権力論は、こうした民主主義メカニズムの分析を既に視野に入れている。彼の権力論は、個人の合理的意思決定や共同体の相互主観性から調和的帰結を導き出そうとする個人主義や共同体主義とは異なり、自己と全く異なる価値と経験の基盤を有する「他者」の存在を前提としている。今日、民主制国家における少数者の位置は、こうした「他者」によって占められている場合が多く、フーコーの権力論は有益な分析の道具として機能するだろう。

多数者は、真理や合理性、正常性に関する言説に言及することで、少数者への規範を強化するが、それは強制よりもむしろ日常的な生活への内的圧力によって実現される。調和的な政治決定を念頭に置く民主主義は、こうした近代社会の規律権力に加担していると言われる。リベラリズムは、少数者や他者への「寛容」によって共存の可能性を模索するが、それは彼らへの無関心を払拭するものではなく、他者存在の必然性や必要性を認めようとするものでもない。

これに対し、他者の存在に積極的な意味を付与するフーコーの権力論は、調和ではなく不調和を存在論的基礎に据える。それゆえ、彼らが有する差異を同一性へと還元することなく、多数者と少数者の双方に存在意義を認めることが、民主主義における重要な課題の一つとなる。

本稿では、フーコーの哲学を基礎に民主主義と権力の問題を検討するが、その中心は多数者と少数者、或いは彼らのアイデンティティーに関するものである。これらの考察を通じて、民主主義諸形態についての批判と新たな展開の可能性が探究されるであろう。特に、多数者と少数者の共存が前者による後者の支配へと墮するのを回避するため、両者の相互依存性を明らかにすることで、今日の民主主義をアイデンティティーの「対立 (antagonism)」の場から公共性追求のための「闘技性 (agonism)⁽¹⁾」の場へと転換することを指針としたい。

2. 権力関係と自由

フーコーは、1970年代の著作を中心に「権力 (pouvoir)」を分析の主題として明確に位置付けた。彼の権力論は、監獄や性 (sexualite) をモチーフとしながら近代社会の歴史的分析を企図するものであったが、その研究の理論的格子は、彼の自由への洞察と深い繋がりをもっている。そこで、フーコーの自由論を検討することから、彼の権力論についての議論を起こしたいと思う。

伝統的な意味での自由という概念は、抑圧や支配、搾取、強制などの不在を意味する。付言すれば、この概念は自らの行く手を阻む全ての外的障害を除去すること及び自己の主体性を発揮するための自己決定権を完全に掌握することの二つを含意している。したがって、この概念に従えば、人間は対立する他者が不在の場合や自己の欲望を満たす社会条件が十分に整備されている場合に自由を享受することになるだろう。

これに対し、フーコーの自由論は正反対の特徴を有する。彼によれば、自由の概念は対抗する諸力との関係における行動・実践の可能性として位置付けられる⁽²⁾。つまり、自己とは相異なる認識や価値の基盤に立つ他者を前提し、彼らとの相互関係における批判や応答の可能性を「自由」として定義するのである。

伝統的な自由の概念が、外的圧力を一切排除することで主体的な自己の実現のための理想空間を形成しようとするのに対し、フーコーの自由論は、自由を他者との現実的な関係の中に見出そうとする。この意味で、前者を「観念的自由」、後者を「実践的自由」と呼ぶことが出来るだろう⁽³⁾。また、前者の自由が外部や他者との軋轢を極力回避することで成立するのに対し、後者は彼ら外部との関係を活性化することで実現されるものであることから、それぞれ「静態的自由」、「動態的自由」と名付けることもできる。

動態的自由の概念は、各人が自己の意思や欲求を完全に実現することは不可能であるという社会の現実を反映しているが、その反面、自己の意思や欲求が他者との関係なしには産出され得ないという自由の相互依存性を表現するものでもある。知的営みに限らず、考えを異にする他者との間の競争や批判、応答の繰り返しが人々の自由の内面に豊かさを与え続けてきたことは否定できないだろう。

フーコーの権力論は、この動態的自由を基礎として展開されている。彼によれば、「権力」は商品や富のように所有や譲渡の対象として存在するものでは有り得ず、常に「権力関係 (relations de pouvoir)」として構成される⁽⁴⁾。しかし、権力関係は人と人との間の上下関係に還元されるような原始的意味での「関係」ではなく、他の行動に作用する一連の行動の全体を示すものである。この意味で、権力関係は個々の戦略的關係と言い換えることもできるだろう。

自己の行為が他者の行為に作用を及ぼす権力関係において、人々は相互関係のネットワーク上に存するが、各人が各人の属性として保持する権力の影響下にあるわけではない。人々の行為は常に「いくつかの行動様式や反応、多様な行動がそこで実現されるような諸可能性の領野⁽⁵⁾」に開かれており、それは相手の戦略との関係において変化を遂げる可能性を孕んでいる。それゆえ、各人は理想空間における無風状態（静態的自由）にはないが、相互に働きかけ応答する可能性（動態的自由）を有することが権力関係を成立させる条件とな

る。

権力関係は、動態的自由を有する人々の間で日常的に繰り返される諸実践であると言えよう。しかし、日常的実践は単純に平穏な生活を意味するものではない。権力関係は、非日常的な強制権行使の場面を特に想定するものではないが、個々人とのマイクロな闘争や衝突、関係の逆転などがその内容を構成する。それゆえ、逆説的だが、自らの思い通りにならないもどかしさも自由の重要な部分となる。それと同時に、無言や静寂も特定の場面では権力関係として作用すると考えられる。

したがって、権力関係とは、次の瞬間の行為について多様な選択可能性を有する諸個人との相互関係である。この関係は、様々な対立や妨害を生み出すため静態的自由を実現することはないが、各人の批判や抵抗の可能性を存続させることで関係の固定化を回避する。この意味で、権力関係は「そこから解放されねばならないような、それ自体で悪であるようなもの⁽⁶⁾」ではなく、人々の自由を前提とし自由と共に実現されるのである⁽⁷⁾。

さらに、フーコーは「権力関係」と「支配 (domination)」という言葉を厳密に区別して使用している⁽⁸⁾。権力関係において、人々は対抗する諸力との関係における行動・実践の可能性を有するが、支配状態ではこの可能性が失われ、関係は非対称的な状態で固着化する。つまり、「支配」とは主人と奴隷の関係に象徴されるような完全な服従関係を意味する。この関係では、一方が他方を制圧しているため前者には静態的自由が実現している。しかし、その一方で、双方は同時に動態的自由を喪失してしまっているのである。

彼が考える支配状態は、戦争や対立の帰結として生まれる蓋然性が高い。一般に支配・服従関係は、支配者側の自由と被支配者側の不自由とを表す図式として位置付けられることが多いが、フーコーはここで両者の不自由を指摘する。被支配者の不自由は当然であるとして、なぜ支配者が不自由な者として位置付けられるのであろうか。

支配者は、全ての対抗諸力から解放され自らの意志を思いのままに実現し得る状態にあるように思われる。しかし、人間の意志やアイデンティティーは彼自身の内面や本性から自ずと湧き出て来るものではなく、常に他者との比較や差異化、同一化などから生じるものである。それゆえ、支配状態に在って他者との相互関係を失った者は、自己の考えや行動について顧みる機会を失う。こ

の場合、支配者は自らの信念や欲望に耽溺し、暴君や専制君主がしばしばそうであったように、行為すべきか否かの判断を為し得ず、顧慮なき決定を繰り返すことになる。結論として、彼らは、自己を構成しコントロールする術を失することになるのである。後期フーコーが、権力論から倫理学へと移行した理由もここにあると言えるだろう⁽⁹⁾。

これに対し、フーコーは、権力関係を一切捨象した状態を「透明なコミュニケーション (communication transparente)」として「支配」と正反対の側に位置付けている。これは、各人が闘争や対立、抵抗、批判などを経験せずに行動することのできる理想空間である。人々の行動が十分に規律され、諸個人の合理的意思決定と公共性についての判断が全体としての調和を実現した瞬間に、この空間は目的の王国として現れる。

多くの哲学者・法学者は、この状態を夢想してきたであろう。政治権力の正統性を基礎付けようとする社会契約論は、諸個人の判断が全体によって共有される透明な空間を前提としている。自由と公共性とを無理なく結び付けようとする啓蒙の哲学は、この前提に立って全員の自発的合意を取り付けるのである。

さらに、「透明なコミュニケーション」についての議論は、ドイツの哲学者ユルゲン・ハーバーマスへの批判としても重要な意味をもつ。ハーバーマスは、超越論的主観性から間主観性への移行を成し遂げることでカント的な基礎付けの手法を回避し、人々の対話から真理を構成するための普遍的な社会条件の探究を試みた。これは、諸個人間のコミュニケーションを通じて形成される合意を真理として規定するための社会的諸条件の確定を目的とするものである。

ここで言う社会的諸条件とは、実質的な規範を決定する討議のための形式的な手続き上の規範を意味する。例としては、当該規範に利害をもつ全ての当事者が対等の資格で討議に参加するという条件や決議された規範は誰の利益をも害することなく全員に受け入れられるものでなければならないといった規範が挙げられる。

ハーバーマスは、人間の多様性を同一性へと還元することに理想を見出した近代の哲学者とは異なり、人々の生き方に多様性を認めようとするが、討議の形式については普遍的規則を確立しようと試みる。しかし、この企てが直接的に他者存在の無視に繋がるという批判や非西欧文明の排除を目論むものである

とする議論は正鵠を射るものとは言えないだろう。なぜなら、彼の討議倫理学は、在り得べき全ての生き方に公共性への架け橋を提供するための挑戦として位置付けられているからである。

しかし、対話的合理性を実現するための環境整備やそれを可能にするための普遍的諸条件を確立しようとする討議倫理の試みは、それでもなお、深刻な問題に直面せざるを得ない。なぜなら、彼の議論は、他者の声に積極的に耳を傾けようとするものではなく、合意の普遍性・正統性を確保するために他者を取り込んでいるに過ぎないからである。ハーバーマスのフェミニズム運動に対する態度はこのことを明確に表している。

彼は市民的公共性が抱える家父長制的構造の存在を認めた後で、排除された他者としてのフェミニズムが、それでもなお、市民的公共性への内在的批判を行うことで普遍主義的な言説への志向を表現している⁽¹⁰⁾。しかし、フェミニズムは当初から普遍的な人権の実現を求めて市民的公共性への批判を展開したわけではない。この運動は、日常的な抑圧や不都合といった「当面の敵」への個別的でローカルな闘争を通じて、結果的に、人々の意識や行動に影響を与えることで市民的公共性の変容を促したに過ぎないのである。

言い換えれば、フェミニズムは市民的公共性の外部に在りながら、内部とのコミュニケーションを通じて、今日までの合意を確立したのではない。この運動は、表立った行動とともに日常レベルでの対立や闘争、或いは真理への言及などによって人々に作用し、男性中心的な社会メカニズムに変化を起こしたのである。

ハーバーマスは、討議のための普遍的な社会条件を探究しようと試みたが、それ以上に、彼の目的は合意の形成へと向けられている。そのため、対立や闘争として生じた行動を合意のための準備運動へと還元してしまうのである。公共性を自由に討議するための場は合意形成のための場へと変換し、他者への規律的圧力が飽和状態に達するであろう。フーコーが指摘するように、彼の議論は透明なコミュニケーションを志向するものであるが、それは結果的に他者支配への危機を温存するものとなったのである。

フーコーは「支配」と「透明なコミュニケーション」という二つの極値的危機の間でいかにバランスの取れた議論の場を設定するかという問題に直面することになる。彼の著作群そのものが、これらの危機に対する警告としての意味

をもつが、ここではより積極的に、実現されるべき方向性を明確にしたい。

対抗する諸力の殲滅戦から生じる支配状態を回避し、合意形成のために他者を一掃する不可視の規律を拒絶すべく、フーコーは「闘技性」という概念を提示する。この概念は、相手を全滅させることを戦略上の目的とする「対立」とは区別される。闘技性は、各人の動態的自由を重視する権力関係を基礎とし、相互に闘争や衝突を繰り返す一方で、自らの自由を実現させるために他者存在を不可欠と考える人々の態度である。したがって、これは「相互に鼓舞激励し合うと同時に、闘争し合う関係⁽⁴⁾」と言い換えることができよう。

政治が「闘技性」の場として構成されるということは、いかなる意味をもつのであろうか。この問いは本稿の中心的な課題であるが、ここではアウトラインを示すに止めよう。他者の存在を不可欠とする闘技性は二つの帰結をもたらす。第一に、これは政治における永遠の闘争と対立を意味するものであり、合意形成は極めて困難な作業となる。第二に、他者との積極的関わり合いが自己の自由と重なり合うことから、他者への支配や無関心は克服されることになる。

これらの議論をもとに、以下では民主主義と権力関係の問題について論じようと思う。

3. 民主主義における「合意」と「対立」

民主主義を正統化するための基本理念は「合意による統治」であると言われる。今日の一般的な理解に従えば、人が人を支配する統治の正統性は被支配者の自発的合意によってのみ導かれる。それゆえ、人々の合意を基礎とすることで、民主主義は「治者と被治者の自同性」を実現し、社会的対立を解決する正統な統治権力を成立させることが可能となるのである。

しかし、「合意による統治」が理念としての成功を果たしているとしても、民主主義の現実はこの理念を裏切っている。誰もが知るように、民主主義は「多数者による少数者支配の制度化」以上のものでは有り得ない。これは、民主主義の正統性について合意が成立しているとしても、合意の成立は民主主義によって保証されていないことに帰因している。

「合意による統治」が民主主義の現実的な正統化根拠になり得ないとしたら、私たちは民主主義の正統性をどこに求めるべきであろうか。これについてはい

くつかの代案が準備されているが、そのなかでも井上達夫教授は民主主義の正統性を「社会の対立諸力の解放⁽¹²⁾」に求める。

この正統化理由は、民主主義の採用によって「非民主的体制の下では抑圧隠蔽されていた多様な利益や価値の活発な自己主張を許し、社会的対立を顕在化させ、奨励する⁽¹³⁾」というものである。東南アジアの軍事政権下で拡大を続ける民主化運動は、この正統化根拠の源泉として位置付けられよう。

しかし、民主主義が既に成立している国家についてもこの正統化根拠は妥当する。なぜなら「合意による統治」を民主主義の基本理念とする多くの先進国では、多数者による専制や合意形成の自己目的化によって、多様な社会的諸力の対立や競争が封じ込められているからである。対立調整のための交渉・妥協以前に、社会的対立の解放こそが民主主義の重要な機能であることを忘れてはなるまい。

この正統化根拠は「合意による統治」の理念とも無関係ではない。「合意による統治」は、統治の正統性を合意に求めるという積極的な主張をもつ反面、圧制に対しては拒否権を行使し得るという消極的主張を保持している。したがって、「対立諸力の解放」という民主主義の正統化根拠はこの「合意による統治」の裏面から導かれることになるのである。

民主主義の正統化根拠を上述のように「対立諸力の解放」に求めた場合、解放された社会的諸力の対立は、それ以後、いかなる展開を見せるのであろうか。被治者の合意を統治の正統化根拠とする理念に固執した場合、諸勢力は合意形成を求めて歩み寄りを見せる。他方、多数派による専制や合意形成を自己目的化する合意の専制を逃れて、解放された諸力の競争に活路を見出そうとする人々は、対立関係を維持しながら民主主義の舞台で競い続けることを選択するであろう。ここでは、便宜的に前者を「合意を基礎とする民主主義」、後者を「対立を基礎とする民主主義」と呼び、それぞれに理念型としての位置付けを与える。現実の民主政治は両モデルの組み合わせや使い分けから成っているが、以下では、議論を明確にするため、これら二つのモデルに絞って述べたい。

民主的統治の正統化根拠として国民の合意を重視する人々は、最大限の合意を得られるよう、政治的決定内容が十分に民意を反映することを望むであろう。それゆえ、合意を基礎とする民主主義にとっては、より多くの国民の意見を取り込み、利益の調整と価値対立の和解・解消によって合意を形成することが重

要な課題となる。

合意を基礎とする民主主義は、対抗する諸力が討議を通じて合意に至るという理論構造を有する点で、ハーバース的な意味での理想主義に依拠したものである。しかしながら、このタイプの民主主義によって達成される合意は、民意の最大公約数を内容とするに止まる。なぜなら、比例代表制や大選挙区制によって多様な民意を吸収した結果、多数派を組織するためには対立する論点を棚上げにして相互協力関係の構築を優先せざるを得ないからである。それゆえ、諸力は対立を先鋭化させる価値の相異には踏み込まず、政治過程は利益の調整を専らとすることとなる。言い換えれば、社会的諸力の価値対立に抵触しない範囲の重なり合いとして構成された利益調整が、合意によって得られた公共的決定としての地位を占めるのである。

合意を基礎とする民主主義は、合意への圧力によって動かされていると言えよう。それゆえ、公共的価値についての討議は回避され、相異なる政治的価値基盤を有する人々の主張には互いに耳を傾けないという状況に陥る。これでは、多様な民意を反映させるために様々な代表を集めたとしても、多数派に批判的な政治的価値や政策を提言する人々の存在は無視されることになり、彼らが参加した意義は失われることになる。

しかし、他方で、政治的価値について多数派に追従する少数者利益集団は、合意形成の場面で大きな位置を占める。彼らは価値を共有する多数派の中において、利益調整に積極的に関与することが出来る。具体的には、自らの選出母体に不利な利益調整に対し拒否権を発動することで、政治的決定を骨抜きにしまうのである。この問題は、わが国の民主主義についても当てはまるだろう。

合意を基礎とする民主主義は、対立する人々が議論を深めることで「透明なコミュニケーション」へと近付き、公共的価値の対立を雲散霧消させるという理想主義的な発想に支えられている。しかし、このタイプの民主主義は、結論として、多くの国民に参加の機会を与える一方で、合意形成への圧力を強めることにより価値対立を顕在化させる少数者を排除し、他方で、既得権益を有する少数者に拒否権を与えることで合意内容を形骸化させるという難点をもつ。

それでは、対立を基礎とする民主主義は、「社会の対立諸力の解放」以後、いかなる展開を見せるのであろうか。このタイプの民主主義は、合意形成を自

己目的化することなく諸力が対立や競争を続けることで、最良の政策や公共的価値を作り上げていくという点に特徴をもつ。

多数決原理を採用する民主主義の場合、社会的諸力の対立が永遠の闘争と化することはない。諸勢力の対立成果を実効化するためには、国民の最大多数の支持を得た勢力が単独で政権を担当することが望ましいと言えよう。さらに言えば、一党独裁への危機を回避するために、政権担当外勢力が政権担当勢力に拮抗している状態が理想である。したがって、対立を基礎とする民主主義は、アメリカやイギリスなどが採る二大政党制とそれを実現する小選挙区制を想定することになるだろう。

合意を基礎とする民主主義とは異なり、二大政党制では両党が単独で政権を担当するため、合意形成のための論点の棚上げはなされない。さらに、比較第一党の腐敗や失政に対する強い批判が比較第二党によってなされるため、政権交代が促進され既得権益も流動化する。これらのメリットは、二大政党間の対立という図式によってもたらされたものと言えよう。

しかし、対立を基礎とする民主主義の難点は、この対立とは異なる次元の対立を起源として提起されることになる。二大政党制の場合、大半の国民が共有する政治上の論点については十分な吟味がなされるが、他方で、世論において少数者の位置を占める人々は拒否権行使の機会さえ失うことになる。具体的には、女性や少数民族、外国人、同性愛者などが挙げられよう。

このタイプの民主主義を最も効率的に実現する二大政党制は、上述の難点について二つの対処を考えねばならない。第一の対処は、二大政党による公共的価値の追求が、彼女たち少数者の基本的人権を侵害する危険性を秘めているという点に向けられる。そして、第二の対処は、少数者の意見を国政に反映させる機会が失われ、彼女たちが公共的価値追求の場から排除されているという点に向けられるだろう。

第一の難点は、合意を基礎とする民主主義についても当てはまるものであるが、この難点は司法権の強化によって実現される公算が高い。特に、違憲審査を積極的に行う司法積極主義は、政治過程から排除された少数者の保護には大きな効果を発揮するだろう。第二の難点を司法過程において解決する手段としては、立法不作為の違憲審査⁽⁴⁾や所謂、立法義務付け訴訟などが考えられる。しかし、これらの手段（特に後者）は、司法権による立法行為に等しい結果を

招くものであり、少数者と多数者の立場を逆転させることで解決を図る試みに過ぎない。それゆえ、少数者支配の構造を解消する対処方法としては十分とは言えないだろう。(但し、合意を基礎とする民主主義は、代表を政治過程に送り込む機会を少数者から奪っていないためこの点は問題となり難いように思われる。)

以上の通り概観した二つの民主主義モデルは、それぞれが長所と短所とを併有している。ここではそれらを逐一繰り返さないが、両モデルが共有している問題点は、明らかに、多数者による少数者の支配・排除にある。合意を基礎とする民主主義では、合意への圧力から価値基盤を異にする少数者の意見が軽視され、対立を基礎とする民主主義は少数者の意見を政治過程から排除するという結果に陥り易い。そこで、以下では、民主主義における少数者の位置を「他者性」という観点から検討したい。

4. 民主主義と他者性

民主制が抱える最大の問題は、多数者と少数者の対立である。しかし、前に触れた通り、多数者と少数者との対立関係は、少なくとも二つのレベルを孕んでいる。その一つは、公共性追求の場面で問題を共有する大多数の国民によって構成される対立であり、もう一つは、彼らとは異質な公共的価値を求める絶対的な少数者を相手とする対立である。したがって、前者を「多数者間の対立」と捉えれば、後者を厳密な意味での「多数者と少数者の対立」と考えることができる。

多数者間の対立は、経験や価値の基盤を各人が異にするとしても、議論すべき問題の設定について同一の基盤を有する人々の間で生起する。この意味で、各人は問題を共有していると言えよう。これに対し、多数者と少数者の間で生じる対立では、問題の設定が共有されていない。例えば、私たちが今日政治的な問題として共有している女性や黒人への不当な差別も当初は少数者側からの一方的な主張でしかなかったことが想起されよう。彼ら少数者は、多数者とは異なる問題基盤を有するという意味で、民主主義における「他者」としての位置を占めているのである。

法哲学や政治哲学において、他者の問題はアイデンティティーとの関係で多く論じられている。特に、多文化主義 (multiculturalism) の議論は他者につ

いての積極的な言及を含んでいる点で注目に値するだろう。この議論の始原は、北アメリカ在住の様々な少数民族民族集団が自らの文化的固有性を主張し、独自の政治的要求を掲げ始めた時期に求められる。多文化主義は、具体的には、合衆国のアフリカ系住民やカナダのフランス語系住民の政治的動きによって喚起されたものであるが、それぞれの主張が多くの差異を孕んでいるためこれを一義的に考えることは難しい⁽¹⁵⁾。

しかし、ジョン・ロールズらリベラリズムの普遍主義に対する批判として構成され得るという点では、多文化主義の主張に一致する見解を見出すことができよう。ロールズの議論では、正義の諸ルールについて全員の合意を形成するため「無知のヴェール」で覆われた諸個人から成る原初状態が仮説的な議論の場として設定される。ここでは、各成員が自らの社会的・文化的位置付けを知らされることなく議論を進行させるため、自分が最弱者に生まれついた場合を想定して正義の諸ルールが考案され合意が形成されることになる。この議論に対する共同体主義の側からの批判は、周知の通り、正義の諸ルールが社会共同体から遊離した原子論的個人の判断ではなく、ロールズ自身の帰属する近代西欧のアイデンティティーを反映しているというものであった。しかし、多文化主義の批判はそれ以上に強い問題を提起している。

ロールズの議論は普遍的な正義の諸ルールを確立しようとする試みであったが、共同体主義が指摘している通り、それは近代西欧という特定のアイデンティティーを背景とするものであった。それゆえ、彼の主張は結論として、北アメリカで多数派を構成するアングロ・サクソン系住民の文化・社会を普遍化する企図として位置付けられる。したがって、「多文化主義の立場からすれば、リベラルの普遍主義とは、実は『多数者の専制』以外のものではない⁽¹⁶⁾」ということになる。

これに対し、共同体主義の側から多文化主義にコミットしているチャールズ・テイラーの議論は興味深い⁽¹⁷⁾。彼は、人間の自由と社会・文化的背景とが不可分であるという立場を前提にしながら、異文化の下にある他者のアイデンティティーとの相互承認を目指す。しかし、ここで言う相互承認は他の文化集団の存在を無批判に認めるという単純な作業ではなく、異文化との対話を通じて「地平の融合」(H. G. ガダマー)を図ると同時に、諸集団が各々の文化的価値を積極的に競い合うという対立と承認の複層的なプロセスを含意している。

こうした主張は、全ての少数者集団にも等しく権利を付与することで解決を目指す試みが「多数者の専制」を不可視にしていることを顧みれば、諸アイデンティティー間の対立と承認の過程を見届けようとしている点で重要な示唆を有する。しかし他方で、この議論は大きな矛盾を包含している。つまり、異文化の下で育まれた集団的諸アイデンティティーが相互承認を形成するための対話を開始することは、それ自体極めて困難な作業であるにもかかわらず、その対話に各々が集団的アイデンティティーを先鋭化させて挑むとすれば、相互承認は「地平の融合」から殲滅戦へと傾きを変えていくと予想される。こうした結末が回避されるのは、当初から問題基盤が共有されている「多数者間の対立」に限られるだろう⁽¹⁶⁾。

これら多文化主義をめぐる議論は、その実践的展開の場面である民主主義についての議論と同様の構造を内在させている。合意を基礎とする民主主義は、可能な限り個人を抽象化することで「透明なコミュニケーション」のための仮想空間を設定し、最大公約数的決定によって対立を合意へと変換するシステムであったが、リベラリズムの普遍主義は、こうしたタイプの民主主義に理論的基礎を提供するものである。各人の自由を最も重要な価値として認めるリベラリズムの議論では、多数者側の寛容な態度によって少数者への専制支配は回避される。しかし、その一方で、普遍主義的考慮から合意形成を優先させた場合、政治的価値や問題設定基盤を異にする少数者の主張に対する多数者側の無関心な態度が誘発される結果となるのである。

他方、対立を基礎とする民主主義は、社会的諸力を競い合わせることで公共的価値を追求しようとするものであったが、それを実現する最も効率的な制度と考えられた二大政党制は多数者間の対立を活性化させる反面、多数者と少数者との間の溝を拡大し、少数者支配の制度化を強化したとさえ言えよう。この帰結は、「文化の競争」を基礎とするテイラーの所説との類似性を窺わせるものである。カナダにおける英語圏／仏語圏の対立・承認過程と先住民／ヨーロッパ系住民の対立・承認過程とを同列の文化競争の下に置いた場合、多文化主義はこのタイプの民主主義と同じ陥穽に落ちる。

したがって、現代民主主義と多文化主義に共通の課題は、多数者間の対立と多数者／少数者間の対立とを区別し、後者の対立における少数者集団の存在意義を明確にすることで彼らを多数者の支配から解放することにある。それは、

他者の存在を容認するという寛容だが無関心な態度ではなく、自他の優劣を分明にするための対立・支配を促進することでもない。私たちが他者との共存を実現するために不可欠な要素とは、自己の自由と他者存在との間に存する相互依存性を自ら理解していくことである。

アイデンティティーとの関係に言及すれば、これを勘案せずに普遍的なルールのみを創出することは不可能である。しかし、集団的アイデンティティーや帰属意識を積極的に意識・表現していくことは、私たちの自由と共存の実現にとって得策とは言えない。

その理由として第一に挙げられるのは規律化の問題である。人間は自己に課されたアイデンティティーへの内省を通じて少なからず懐疑や反発を覚えるが、過剰な集団的アイデンティティーや帰属意識の強化は、人間の意志や行為への矯正的訓育を通じて、厳格なアイデンティティーの様式を遵守させるよう機能することが知られている⁽¹⁰⁾。この規律・訓育機能は多数者・少数者双方の集団で生起し得るものであるが、各構成員は自らの内部の抵抗する部分（内部の他者）を抑圧し規律を内面化することで集団的アイデンティティーの要求を満足させることとなる。

もう一つの理由は、集団的アイデンティティーや帰属意識の強化が他のアイデンティティーの外部性を強化することで実現されるという問題である。アイデンティティーは同質的な空間において自生的に形成されるものではなく、他のアイデンティティーとの接触による差異の感覚を通じて成立するものであるため、それは「正統」に対する「異端」や「宗主国」に対する「植民地」のような対立関係を基軸としている場合が多い。それゆえ、一方の集団的アイデンティティーが強化される場合には、同時に、対立するアイデンティティーとの異質性・他者性が強調されることとなる。

これらの帰結として、集団的アイデンティティーや帰属意識の強化は、自己と他者との間の相互依存性理解に二重の困難をもたらす。それは、私たちの内なる他者を抑圧することで他者理解への契機を奪い、外部の他者との対立を激化させることで他者を配慮する機会を失わせるのである。

民主制の過程において、合意を優先させるためにアイデンティティーの相異を無視するならば、多数者支配は温存されこととなる。他方で、相互承認と競争促進のためにアイデンティティーを活性化させることは対立と多数者支配と

を強化する結果を招くこととなるだろう。これら二つの危機的状況を回避するために、民主主義は、多数者と少数者の関係についての新たなエートスを必要としているのである。

5. 闘技的民主主義の可能性

民主主義の課題は、公共性の追求と多数者による少数者支配の回避とを同時に成し遂げるためのエートスを構想することである。こうした困難な課題について、フーコーが明確な回答を寄せているわけではない。しかし、前述した権力関係についての彼の所説は民主主義の在り方に新たな可能性を提起するものである。ここでは、そうした可能性の一端に触れながら議論を進めたいと思う。

フーコーは、人々の自由と人々間の権力関係とが密接不可分であるという前提に立っている。つまり、私たちの自由は、意見を異にする人々や問題設定の基盤を共有しない他者との相互関係における批判や応答の可能性として定義され、それらは権力関係のなかで動態的に実現されると考えられる。したがって、民主制過程における公共性追求の場面でも個人の自由を実現するために権力関係の排除や回避を試みる必要はない。

正義の諸ルールについて一般的な合意を形成し得るとする議論や理想的なコミュニケーション状況の整備によって討議が合意に向かうとするハーバーマスの所説は、社会的諸力の対立が穏やかな話し合いによって収束するという調和的存在論によって支えられている。しかし、現実の民主制過程において合意が果たす役割は、価値基盤や問題設定基盤を異にする少数者や他者への抑圧であり、極めて高度な形態の支配であった。合意による統治の下に隠蔽されてきた少数者支配の構図を浮彫りにすることで民主主義の再問題化を図ろうとするなら、私たちは、権力関係を一切排除した透明な空間での合意を夢想するよりもむしろ、それらを前提とした実践的自由（動態的自由）を基に民主主義を組み立てていくべきであろう。

しかし、この議論は民主主義における権力関係の重要性を説く一方で、権力関係が他者支配を目的とする対立・闘争へと転化することを容認するものではない。フーコーは「権力関係」と「支配」とを厳密に区別したが、ここでもその区別は踏襲されねばならないだろう。彼は、一方が他方を自由に操作し得る

状態を「支配」と定義したのに対し、「権力関係」の存在条件を自己と他者相互の批判と応答の可能性に求めている。

それゆえ、民主制過程での公共性追求に際しても、社会的諸力の対立は他者支配のための闘争であってはならない。勿論、公共性を求めて繰り広げられる対立・競争が、相互連帯の意識を共有する人々の間で実現されるなら、議論の活性化と互いの切磋琢磨によって優れた結果を導くことは間違いない。しかし、今日の多文化状況や少数者集団の存在を顧慮すれば、私たちは、民主主義における対立の在り方やその内実を規定するエートスについてさらなる考察を加えねばならないだろう。

合意を基礎とする民主主義では、多数者側の擦り寄りによって実現された最小限度の合意が少数者を支配することになるが、両者はそれ以上の関わり合いを見せない。それゆえ、多数者支配が温存されると同時に、多数者と少数者の間の対立は無関心というかたちをとって現れる。その結果として、両者の関係の再構成を促すための経験基盤や価値基盤の変動は各々の内発的契機を待つ以外にないということになるだろう。他方、対立を基礎とする民主主義においても、安易な妥協や合意の回避を目的として二大政党制を採用した場合には、多数者による少数者支配を強化することにつながる。しかし、こうした制度を採らずに社会的諸力の群雄割拠を容認すれば、有力な集団の分離独立や少数者文化の支配を招くことは必至である。

これらの危機を睨みながら、ウィリアム・E・コノリーは、新たな民主主義の在り方について、フーコーが提起した「闘技性」の概念を基調に議論を展開している。この言葉は、フーコーの造語であり⁽²⁰⁾、自他の相互依存性を前提とした対立関係を含意するものであるが、コノリーは、この概念をモチーフに「闘技的民主主義 (Agonistic Democracy)」を構想する。

彼の議論は、民主主義の基礎を合意から対立へと移行させようとする点で、「対立を基礎とする民主主義」の一つに数えることができる。しかし、多数者間の対立・競争よりも多数者と少数者との間の対立に照準を合わせているという意味では、多文化主義についての議論から得られた成果を取り入れたものと言えよう。そこでは、民主制過程における多数者と少数者との間の対立の在り方を規定するエートスが重要な論点となる。

民主主義における権力関係を抽象化せず、これを支配関係へと転化させるこ

とのない闘技性のエートスとはいかなるものであろうか。私たちが概観したフーコーの自由論には、既にその手掛かりが存在していたように思われる。彼は、自己の自由が他者の自由なしに実現され得ないという自由の相互依存性を権力関係の必然性と重ね合わせて論じたが、このような相互依存性の自覚は、結果として、他者に対する「闘技的敬意 (Agonistic respect)」を導くこととなる。なぜなら、実現されるべき自由を全体の調和的統一性ではなく他者との不調和な関係に求める私たちにとって、自らと問題設定の基盤を異にする他者は極めて重要な存在と言えるからである。

しかし、他者への敬意を民主主義の基本的エートスとするには、人々の政治的価値に対する原理主義的態度を変革していく必要がある。自己と他者との間の相互依存関係を自覚しつつも批判的応答を繰り返していくという「闘技性」の実現にとって、自己の政治的価値やアイデンティティへの強固な執着は超えられるべき最大のハードルと言えよう。

これを超えるためにコノリーが手にしたのは、ニーチェ／フーコーの「系譜学 (genealogy)」という概念であった。これは、価値 (善／悪や正／不正など) の発生過程を調べることで、その根源や本質と言われてきたものが人為的・社会的に構成されたものであることを示す概念的な道具である。系譜学的認識は、価値の社会的構成とその変更可能性とを人々に示す。自らが同一化してきた価値が他者との関係において構成されたものであると認識した場合、私たちは自己のアイデンティティへの執着は失わないとしても、他者に対する異質性や敵対心を緩和させる。系譜学的価値認識は、他者への敬意を基礎とする闘技的關係構築への最初のアプローチであり、価値の原理主義者に対して忍耐強く要求されるべきものであると言えよう。系譜学的認識の深化は、相互依存の感覚を強化することで、他者に対する異質性や敵対心の緩和から他者存在の必然性と必要性にまで至る。それゆえ、リベラルな寛容論が他者存在の受動的容認を旨とする偏見の除去に止まるのに対し、コノリーらは、闘技的敬意を涵養すべく他者への積極的なコミットを続ける。

闘技的民主主義は、こうしたエートスを基礎として、いかなる展開を見せるのであろうか。民主主義における多数者と少数者との対立は、もはや合意によって解消されるべき問題ではなく、闘技性として再構成されるべきものとなった。民主主義における新たな課題は、支配を目的とする対立ではなく、相互依存と

闘争によって二重化された闘技的關係の設定にある。私たちは、民主主義の制度設計に修正を加えるだけでなく、闘技性という新たなエートスの浸透を促していかなければならない。

多文化主義の議論では、多数者からの支配を脱するために少数者の分離・独立を強調する立場が存在する。このような見解は、自らの政治的価値や自由の実現と帰属意識との間に強固な関係を見出し、他者への敵対心や無関心を貫こうとするものと言えよう。しかし、帰属意識の強化や対立文化を仮想敵とする姿勢は、自文化を独善という不自由に陥れる結果となる。分離・独立後の公共的価値は文化を共有する構成員全体の合意を基礎として追求されることになるであろうが、フーコーの主張に従えば、他者の不在は自己のアイデンティティーの喪失や実践的自由の不可能性という代償を伴うこととなる。

闘技性を基礎とするエートスの浸透は、こうしたタイプの多文化主義に方向転換を促すであろう。つまり、均質的な文化共同体としての国家を新たに建設するのではなく、統一的な国家を仕切る境界線を問題化し、国家への帰属意識やアイデンティティーの不毛さを明らかにするのである。自らの自由を実現するためには、他者を排除するのではなく、他者との相互尊重を基礎とするネットワークを構築していくことが肝要であるとすれば、超国家的なネットワークを通じて領域国家に囚われない批判的応答を繰り返している今日の様々な政治運動は、闘技性のエートスにとっても重要な意味をもつと言えよう。

こうして構想された民主主義は闘技的敬意を基礎とするものであるが、最終的な合意形成を目的とするものではない。しかし、これによって、人々の基本的な権利が根拠を失うとすれば、この試みは本末転倒であろう。それゆえ、このエートスは人々の基本権を超絶的な命題や必然的合意としては受け入れないが、それ以上に現実的な意味を有するものとして受け入れる。コノリーの言葉に従えば、それは「生の多様性に対する配慮を涵養する⁽²⁾」ために不可欠な要素として闘技的民主主義の基盤を組織するのである。

フーコー／コノリーによって提起された民主主義のエートスは、相互依存性の自覚によって導かれる闘技的敬意を基礎としながら、公共的価値を巡る対立・闘争を続けていくことであった。このエートスは、現代の民主主義制度に対する具体的な修正ではなく、民主主義に臨む私たちの態度や姿勢への変革を念頭に置いたものである。それゆえ、実効性が乏しいとする見方や最終的和解の不

在に対する批判が提起されるかもしれない。しかし、闘技的民主主義の構想は、多数者と少数者の共存の在り方として、そうした批判を差し引いても追究に値するものである。

6. おわりに

民主主義における対立の問題は、多数者と少数者との間の対立について、より深刻な問題を抱えている。しかし、その一方で、他者存在が私たちの生をさらに豊かなものに行っていることも事実である。この意味で、民主主義は公共的価値の追求と他者への積極的関与という二重の重荷を背負わされていると言えよう。

こうした状況において、私たちは、民主主義に内在する不調和を直視しながら、人々の自由と共存を実現していくためのエートスを思索し、実践していかねばならない。他者を必要不可欠な存在として認めながらも相互に批判的応答を繰り返していこうとする「闘技性」のエートスは、この目的を実現するための一つの可能性でしかない。しかし、民主主義における権力関係が支配へと転化するのを回避するためにも、このエートスが不可欠であることは間違いないように思われる。

註

- (1) M. Foucault, "The Subject and Power" in H. Dreyfus/P. Rabinow, *Michel Foucault : Beyond Structuralism and hermeneutics*, Chicago : The Univ. of Chicago Press, 1982, p. 222, 山形・鷺田他訳『ミシェル・フーコー 構造主義と解釈学を超えて』筑摩書房, 1996年, 302頁, W. E. Connolly, *Identity \ Difference : Democratic Negotiations of Political Paradox*, Ithaca : Cornell Univ. Press, 1991, pp.178-179.
- (2) L. P. Thiele, "The Agony of Politics : The Nietzschean Root of Foucault's Thought," *American Political Science Review*, vol.84, no.3, 1990, p.907.
- (3) J. Rajchman, *Michel Foucault : The Freedom of Philosophy*, N.Y. : Columbia Univ. Press, 1985, 田村訳『ミシェル・フーコー 権力と自由』岩波書店, 1987年。
- (4) C. Gordon ed., *Power/Knowledge : Selected Interviews and other Writings 1972-1977 by Michel Foucault*, N.Y. : Pantheon

Books, 1980, pp. 89-92.

- (5) M. Foucault, "The Subject and Power" p. 221, 邦訳301頁。
- (6) M. Foucault, "L'éthique du souci de soi comme pratique de la liberté" (entretien avec H. Becker, R. Fornet-Betancourt, A. Gomez-Muller, 20 janvier 1984) in D. Defert/F. Ewald ed. *Dits et écrits 1954-1988 : Michel Foucault*, tomeIV. Paris : Gallimard, 1994, p. 727.
- (7) これについて、フーコーは次のように述べている。「自由は権力が行使されるために存在しなければならないがゆえに権力の前提条件であると同時に、反抗の可能性なしには権力が物理的な決定と等しくなってしまうがゆえに権力の永遠の支えでもある。」(M. Foucault, "The Subject and Power" p. 221, 邦訳302頁)
- (8) M. Foucault, "L'éthique du souci de soi comme pratique de la liberté" pp.710-711.
- (9) M. Foucault, *L'usage des plaisirs*, Paris : Gallimard, 1984, p.91-107, 田村訳『快楽の活用』新潮社, 1986年, 96-124頁。この点については、関 良徳「ミシェル・フーコーの倫理学」『一橋研究』21巻4号, 22巻3号, 1997年を参照。
- (10) J. Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, Frankfurt : Suhrkamp, 1990, S.15-16, 20, 山田訳「公共性の構造転換 1990年新版への序文」『みすず』364号, 1991年, 13, 16-17頁。
- (11) M. Foucault, "The Subject and Power" p. 222, 邦訳302頁。
- (12) 井上達夫「合意を疑う」合意形成研究会『カオスの時代の合意学』創文社, 1994年, 62頁。
- (13) 前掲書, 同頁。
- (14) 東京高判昭和60・8・26判時1163号41頁, 札幌高判昭和53・5・24判時888号26頁, 最判昭和60・11・21民集39巻7号1512頁などを参照。
- (15) 石山文彦「多文化主義の規範的理論」日本法哲学会編『多文化主義と法秩序』有斐閣, 1996年, 57頁。
- (16) 杉田 敦「アイデンティティーと政治」佐々木編『自由と自由主義その政治思想的諸相』東京大学出版会, 1995年, 310頁。
- (17) C. Taylor, "The Politics of Recognition" in A. Gutmann ed., *Multiculturalism : Examining the Politics of Recognition*, Princeton : Princeton Univ. Press, 1994, 佐々木他訳「承認をめぐる政治」『マルチカルチュラルリズム』岩波書店, 1996年。
- (18) 杉田 敦「アイデンティティーと政治」, 315-316頁。
- (19) 規律化の圧力と民主主義が密接な関係にあることは、ウィリアム・E・コノリーによって指摘されている。(W. E. Connolly, "Democracy

and Normalization" in *Politics and Ambiguity*, Madison: The Univ. of Wisconsin Press, 1987, 栗栖訳「民主主義と規範化」『山梨学院法学論集』25巻, 1993年)

- (20) M. Foucault, "The Subject and Power" p. 222, 邦訳307頁, 英訳者の註記。
- (21) W. E. Connolly, *Identity\Difference : Democratic Negotiations of Political Paradox*, p.213.